

成田市景観計画（変更素案）について

本市では、平成30年3月30日に成田市景観計画を変更し、成田山新勝寺表参道周辺地区を本市の景観形成を図る上でシンボルとなる地区として、「景観形成重点地区」に位置付けたところですが、このたび、届出対象規模等を変更することとした素案がまとまりましたので、市民の皆さんのご意見を募集します。

【変更内容】

①重点地区の届出対象規模を見直します。

成田山新勝寺表参道周辺景観形成重点地区については、市内全域よりも小さな規模のものから届出を義務づけることで、門前町の街並みを保全することとしております。

現計画では、地上に設置する太陽光発電設備について、市内全域と同じ届出対象規模としておりますが、変更素案では、すべての規模を届出対象とし、また、開発行為及び屋外における土石等の堆積行為については、1,000㎡から500㎡に届出対象規模を小さくすることとしております。

届出対象行為	届出対象規模 (成田山新勝寺表参道周辺景観形成重点地区)	
	H30.3.30 変更	今回(案)
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	すべての行為	同 左
工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	鉄塔、鉄柱、コンクリート柱、煙突、装飾塔、記念塔、製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、その他これに類するもの	高さが4mを超えるもの 同 左
	擁壁、塀、柵その他これに類するもの	高さが1.2mを超えるもの 同 左
	地上に設置する太陽光発電設備※1	モジュール面積の合計が1,000㎡以上のもの すべて
開発行為（都市計画法第4条第12項に規定するもの）	区域面積が1,000㎡以上のもの	区域面積が 500㎡ 以上のもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	区域面積が1,000㎡以上のもの	区域面積が 500㎡ 以上のもの
木竹の植栽又は伐採	伐採又は植栽に係る区域面積が500㎡以上のもの	同 左

※1 一団の土地に設置されるものとし、建築物の屋上又は屋根に設置する場合は建築物に係る行為とする。

② 地上に設置する太陽光発電設備について、重点地区独自の景観形成基準を追加します。

現計画では、重点地区における地上に設置する太陽光発電設備について、市内全域と同じ届出対象規模及び景観形成基準を適用することとしておりますが、このたびの届出対象規模の見直しに伴い、基準についても重点地区独自の基準を定めることとします。

【景観形成重点地区 基準】

・太陽光発電設備は、参道から見える位置には設置しないよう努める。やむを得ず設置する場合は、植栽等で目隠しを行う等、修景を図る。